

役員及び評議員の報酬等の基準について

1 趣 旨

社会福祉法人桜楓会定款第8条（評議員の報酬等）及び第22条（役員の報酬等）に基づき、役員及び評議員の報酬の基準を定め、公表する。

2 報酬等の支給額

役員会出席報酬	理 事	日額 10,000円
	監 事	日額 10,000円
評議員会出席報酬	評議員	日額 10,000円
	理 事	日額 10,000円
	監 事	日額 10,000円

*日額報酬額は手取り額とする。

3 改 廃

この支給基準の改廃は、評議員会の議決による。

附 則

この支給基準は、令和4年7月1日から施行する。

改定